

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例案について

1 主な改正の内容

- (1) こども性暴力防止法（令和6年法律第69号）の成立に伴い、保育所等の設置者は、児童対象性暴力等を防止し、児童等を適切に保護するため、保育所等において従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないことを追加する。

※令和8年12月25日施行予定

- (2) 多様な保育ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実を図る観点から、保育士等の数の算定に当たり、1人に限り、当該保育所等に勤務する理学療法士等を、保育士等とみなすことができることとする。

- (3) これまで「当分の間」としていた保育所等における保育士等の職員配置の改善に伴う経過措置の終期を、満3歳以上満4歳に満たない幼児に限り、「令和10年3月31日まで」と設定することとする。

- (4) 認定こども園法等の改正により、幼保連携型認定こども園等における役職に主務保育教諭および主務養護教諭が追加されたことから必要な改正を行うこととする。

- (5) 幼児等の発達の特性等に応じた行き届いた教育を推進するための環境整備を行うため、幼保連携型認定こども園等の満3歳以上の学級編制基準を35人から30人に引下げを行うこととする。

2 改正する条例

番号	条例名称	改正の内容	条例所管課
1	滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例	1(1)(2)(3)	子育て支援課
2	滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例	1(1)	障害福祉課
3	滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例	1(1)	障害福祉課

4	滋賀県認定こども園の認定に関する条例	1 (1)(2) <u>(3)</u> (4)(5)	子育て支援課
5	滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例	1 (1)(2) <u>(3)</u> (4)(5)	子育て支援課
6	滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年滋賀県条例第35号）	1 <u>(3)</u>	子育て支援課

（注）1 (3)の経過措置に関する改正については、6の条例の付則を改正することで、1、4および5の条例が定める基準に適用されることとなる。

3 その他

- ・ 公布の日から施行することとする。ただし、1 (1)は令和8年12月25日から施行することとする。
- ・ 本条例の施行に関し、1 (5)については経過措置（終期：令和14年3月31日）を定めることとする。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 10 号）による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）等の一部改正等に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第 64 号）ほか 5 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 看護師等と特定理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者をいう。以下同じ。）のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととします。（第 1 条による改正後の付則関係）

イ 保育所等の設置者は、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。以下同じ。）その他の必要な措置を講ずることとします。（第 1 条による改正後の別表第 1 関係）

ウ 保育所における保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができることとします。この場合において、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととします。（第 1 条による改正後の別表第 5 関係）

(2) 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 6 号）の一部改正

指定児童発達支援事業者等は、児童対象性暴力等を防止し、および児童対象性暴力等

が行われた場合に障害児を適切に保護するため、障害児対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。以下同じ。）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講ずることとします。（第2条による改正後の別表第1および別表第3関係）

- (3) 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第7号）の一部改正

指定福祉型障害児入所施設等の設置者は、児童対象性暴力等を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、障害児対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講ずることとします。（第3条による改正後の別表第1関係）

- (4) 滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成18年滋賀県条例第70号）の一部改正

ア 認定こども園に置くこととされている保育士の資格を有する者に代えることができる養護教諭の普通免許状を有する者から、当該認定こども園において主務養護教諭として従事している者を除くこととします。（第4条による改正後の付則関係）

イ 看護師等と特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととします。（第4条による改正後の付則関係）

ウ 満3歳以上の子どもの学級について、1学級の子どもの数を、原則35人以下から原則30人以下に引き下げることとします。（第4条による改正後の別表第1関係）

エ 認定こども園に置くこととされている保育士の資格を有する者について、1人に限って、当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができることとします。この場合において、当該特定理学療法士等を教育課程に基づく教育に従事させる場合には補助者としなければならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととします。（第4条による改正後の別表第1関係）

オ 認定こども園の設置者は、児童対象性暴力等を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、子ども対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講ずることとします。（第4条による改正後の別表第1関係）

- (5) 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）の一部改正

ア 幼保連携型認定こども園に置くこととされている直接従事職員（副園長、教頭、保育教諭等、助保育教諭または講師であって、園児の教育および保育に直接従事するものをいう。以下同じ。）に代えることができる養護教諭の普通免許状を有する者から、当該幼保連携型認定こども園において主務養護教諭として従事している者を除くこと

とします。(第5条による改正後の付則関係)

イ 看護師等と特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって直接従事職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととします。(第5条による改正後の付則関係)

ウ 幼保連携型認定こども園の設置者は、新たに主務保育教諭および主務養護教諭を置くよう努めることとします。(第5条による改正後の別表関係)

エ 幼保連携型認定こども園に置くこととされている直接従事職員について、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができることとします。この場合において、当該特定理学療法士等を教育課程に基づく教育に従事させる場合には補助者としなければならないが、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、直接従事職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととします。(第5条による改正後の別表関係)

オ 満3歳以上の子どもの学級について、1学級の子どもの数を、原則35人以下から原則30人以下に引き下げることとします。(第5条による改正後の別表関係)

カ 幼保連携型認定こども園の設置者は、児童対象性暴力等を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、園児対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講ずることとします。(第5条による改正後の別表関係)

(6) 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第35号)の一部改正

ア 保育所の保育士の数の基準について、一定の保育所においては当分の間、従前の例によることとしていた経過措置のうち、満3歳以上満4歳に満たない幼児に係る部分については令和10年3月31日までの経過措置とすることとします。(第6条による改正後の付則関係)

イ 認定こども園の教育および保育に従事する者の数の基準について、一定の認定こども園においては当分の間、従前の例によることとしていた経過措置のうち、満3歳以上満4歳に満たない子どもに係る部分については令和10年3月31日までの経過措置とすることとします。(第6条による改正後の付則関係)

ウ 幼保連携型認定こども園の園児の教育および保育に直接従事する職員の数の基準について、一定の幼保連携型認定こども園においては当分の間、従前の例によることとしていた経過措置のうち、満3歳以上満4歳に満たない園児に係る部分については、令和10年3月31日までの経過措置とすることとします。(第6条による改正後の付則関係)

(7) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(1)イ、(2)、(3)、(4)オおよび(5)カは、令和8年12月25日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和8年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の
一部を改正する条例

(滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第1条 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例
(平成24年滋賀県条例第64号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「この項」の右に「および次項」を、「の保育士」の右に「(別表第3第2項
第1号エに規定する保育士をいい、付則第4項もしくは第6項または別表第5第2項第3号の
規定により保育士とみなされる者および同号の規定による支援を行う者を除く。)」を加え、
付則第9項を付則第10項とし、付則第8項を付則第9項とし、付則第7項を付則第8項とする。

付則第6項中「第2項、第3項および前項」を「付則第2項および第4項ならびに前項なら
びに別表第5第2項第3号」に、「別表第5第2項第2号」を「同項第2号」に改め、同項を
付則第7項とし、付則第5項を付則第6項とし、付則第4項を付則第5項とし、付則第3項を
付則第4項とし、付則第2項の次に次の1項を加える。

3 前項および別表第5第2項第3号の規定により看護師等および同号に規定する特定理学療
法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育
所の保育士(同号の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができ
る体制を確保しなければならない。

別表第1第4項に次の1号を加える。

(5) 設置者(助産施設、児童厚生施設(児童館を除く。)、児童発達支援センター、児童家
庭支援センターおよび里親支援センターの設置者を除く。)は、法第45条第7項におい
て準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等
及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号
において同じ。)を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護
するため、児童対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性

および閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講ずること。

別表第5第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者(以下この号において「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士(付則第2項、第4項または第6項の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第12号に次のように加える。

オ 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下オにおいて同じ。)を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、障害児対象業務従事者(障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講ずること。

別表第1第3項第3号中「から第13号まで」を「、第11号、第12号アからエまで、第13号」に改める。

別表第3第3項中「から第13号まで」を「、第11号、第12号アからエまで、第13号」に、「まで掲げる」を「までに掲げる」に改める。

(滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1第10項に次の1号を加える。

(5) 設置者は、法第 24 条の 11 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、障害児対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

（滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部改正）

第 4 条 滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 項中「いう。」の右に「次項および」を、「主幹養護教諭」の右に「、主務養護教諭」を加える。

付則第 7 項の表に次のように加える。

別表第 1 の 5 (4)（別表 第 2 の 4 に おいて適用 する場合を 含む。）	別表第 1 の 5 (2) の保育士の資格 を有する者	別表第 1 の 5 (4) に規定する特定 理学療法士等
--	--------------------------------	---------------------------------

付則に次の 1 項を加える。

8 付則第 6 項および別表第 1 の 5 (4)（別表第 2 の 4 において適用する場合を含む。）の規定により看護師等および別表第 1 の 5 (4) に規定する特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同表の 5 (4)（別表第 2 の 4 において適用する場合を含む。）の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第 1 の 4 (4) 中「35 人」を「30 人」に改め、同表の 5 に次のように加える。

(4) (2) ならびに (3) アおよびエの保育士の資格を有する者については、1 人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えること

ができる。この場合において、当該特定理学療法士等を法第 10 条第 1 項の幼保連携型認定こども園の教育課程に基づく教育に従事させる場合には、(3)に定める資格を有する職員の補助者としなければならない、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第 1 の 10 に次のように加える。

- (12) 認定こども園の設置者は、法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、子ども対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

別表第 2 の 4 中「(3)まで」を「(4)まで」に改め、同表の 9 中「(11)」を「(12)」に改める。

（滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 5 条 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 26 年滋賀県条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

付則第 5 項中「主幹養護教諭」の右に「、主務養護教諭」を加える。

付則第 10 項中「付則第 7 項および付則第 8 項」を「第 7 項および第 8 項ならびに別表第 2 項第 5 号」に、「ならびに看護師等」を「、看護師等ならびに同号に規定する特定理学療法士等」に、「別表第 2 項第 3 号」を「同項第 3 号」に改め、付則第 15 項を付則第 16 項とし、付則第 12 項から第 14 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

付則第 11 項中「付則第 14 項」を「付則第 15 項」に改め、同項を付則第 12 項とし、付則第 10 項の次に次の 1 項を加える。

- 11 付則第 8 項および別表第 2 項第 5 号の規定により看護師等および同号に規定する特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同項第 3 号に規定する直接従事職員（同項第 5 号の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第 2 項第 2 号中「または指導保育教諭、主幹養護教諭」を「、指導保育教諭または主務保育教諭、主幹養護教諭、主務養護教諭」に改め、同項第 3 号中「指導保育教諭」の右に「、主務保育教諭」を加え、同項中第 10 号を第 11 号とし、第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 直接従事職員については、1 人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

の規定による大学（短期大学を除く。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下この号において「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該特定理学療法士等を法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程に基づく教育に従事させる場合には、直接従事職員の補助者としなければならない、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、直接従事職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第3項第1号イ中「35人」を「30人」に改め、同表第7項に次の1号を加える。

- (5) 設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、園児対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

（滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「別表第5第2項第2号」を「（次項において「新児童福祉施設基準条例」という。）別表第5第2項第2号」に改め、「同号」の右に「（ウに係る部分に限る。）」を加え、「当分の間」を「令和10年3月31日までの間は」に改める。

付則第4項中「別表第2項第3号」を「（次項において「新幼保連携型認定こども園基準条例」という。）別表第2項第3号」に改め、「、同号」の右に「（ウに係る部分に限る。）」を加え、「当分の間」を「令和10年3月31日までの間は」に改め、同項を付則第6項とする。

付則第3項中「別表第1の4(2)」を「（次項において「新認定こども園認定条例」という。）別表第1の4(2)」に改め、「同表の4(2)」の右に「（ウに係る部分に限る。）」を加え、「当分の間」を「令和10年3月31日までの間は」に改め、同項を付則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 新認定こども園認定条例別表第1の4(2)の規定により算定される職員の数を確保することが困難であると知事が認める認定こども園については、同表の4(2)（エに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

付則第2項の次に次の1項を加える。

3 新児童福祉施設基準条例別表第5第2項第2号の規定により算定される保育士の数を確保することが困難であると知事が認める保育所については、同号（エに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

付則に次の1項を加える。

7 新幼保連携型認定こども園基準条例別表第2項第3号の規定により算定される同号に規定する直接従事職員の数を確保することが困難であると知事が認める幼保連携型認定こども園については、同号（エに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例別表第1第4項の改正規定、第2条および第3条の規定、第4条中滋賀県認定こども園の認定に関する条例別表第1の10および別表第2の9の改正規定ならびに第5条中滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例別表第7項の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、第4条の規定による改正後の滋賀県認定こども園の認定に関する条例別表第1の4(4)の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児の数については、第5条の規定による改正後の滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例別表第3項第1号イの規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例による。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
本則 省略 付 則 1 省略 （保育所の職員の特例） 2 別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなす。この場合において、入所させる乳児の数が4人未満である保育所においては、設置者は、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を保育士とみなされる看護師等として配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 （新設）	本則 省略 付 則 1 省略 （保育所の職員の特例） 2 別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下この項および次項において「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなす。この場合において、入所させる乳児の数が4人未満である保育所においては、設置者は、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を保育士とみなされる看護師等として配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士^{（別表第3第2項第1号エに規定する保育士をいい、付則第4項もしくは第6項または別表第5第2項第3号の規定により保育士とみなされる者および同号の規定による支援を行う者を除く。）}による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 3 前項および別表第5第2項第3号の規定により看護師等および同号に規定する特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同号の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を

3～5 省略

6 第2項、第3項および前項の規定により保育士とみなすことができる者の総数は、別表第5第2項第2号の規定により算定される保育士の数の3分の1以下の数としなければならない。

7～9 省略

別表第1（第6条関係）

1～3 省略

4 人権への配慮等

(1)～(4) 省略

(新設)

確保しなければならない。

4～6 省略

7 付則第2項および第4項ならびに前項ならびに別表第5第2項第3号の規定により保育士とみなすことができる者の総数は、同項第2号の規定により算定される保育士の数の3分の1以下の数としなければならない。

8～10 省略

別表第1（第6条関係）

1～3 省略

4 人権への配慮等

(1)～(4) 省略

(5) 設置者（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センターおよび里親支援センターの設置者を除く。）は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）

5～18 省略

別表第2～別表第4 省略

別表第5（第6条関係）

保育所の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)・(2) 省略

(新設)

(3) 設置者は、乳幼児の心身の健全な発達のため、前2号に定める基準を超えて、乳幼児の保育に直接従事する職員を配置するよう努めること。

3～7 省略

その他の必要な措置を講ずること。

5～18 省略

別表第2～別表第4 省略

別表第5（第6条関係）

保育所の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)・(2) 省略

(3) 前号に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下この号において「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（付則第2項、第4項または第6項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(4) 設置者は、乳幼児の心身の健全な発達のため、前3号に定める基準を超えて、乳幼児の保育に直接従事する職員を配置するよう努めること。

3～7 省略

別表第 6 以下 省略	別表第 6 以下 省略
-------------	-------------

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表第1（第5条関係） 児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1 指定児童発達支援の事業 (1)～(11) 省略 (12) 人権への配慮等 ア～エ 省略 (新設) (13)～(22) 省略 2 省略	本則・付則 省略 別表第1（第5条関係） 児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1 指定児童発達支援の事業 (1)～(11) 省略 (12) 人権への配慮等 ア～エ 省略 <u>オ 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下オにおいて同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、障害児対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。</u> (13)～(22) 省略 2 省略

3 基準該当児童発達支援の事業

(1)・(2) 省略

(3) 第1項第1号、第2号本文、第5号、第6号アからウ（(ア)および(エ)を除く。）までおよびカ、第7号、第8号、第10号から第13号まで、第14号オ、第15号から第21号（ウおよびエを除く。）までならびに第22号の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「第3項第3号において準用する第11号ア」と、第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「第3項第3号において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号オ(ク)」とあるのは「第3項第3号において準用する第7号オ(ク)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「第3項第3号において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「第3項第3号において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「第3項第3号において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「第3項第3号において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

(4)～(6) 省略

別表第2 省略

別表第3（第5条関係）

放課後等デイサービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1・2 省略

3 基準該当児童発達支援の事業

(1)・(2) 省略

(3) 第1項第1号、第2号本文、第5号、第6号アからウ（(ア)および(エ)を除く。）までおよびカ、第7号、第8号、第10号、第11号、第12号アからエまで、第13号、第14号オ、第15号から第21号（ウおよびエを除く。）までならびに第22号の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「第3項第3号において準用する第11号ア」と、第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「第3項第3号において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号オ(ク)」とあるのは「第3項第3号において準用する第7号オ(ク)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「第3項第3号において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「第3項第3号において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「第3項第3号において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「第3項第3号において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

(4)～(6) 省略

別表第2 省略

別表第3（第5条関係）

放課後等デイサービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1・2 省略

3 別表第1第1項第2号本文、第4号アおよびオからクまで、第5号、第6号ア、イ、ウ（(ア)、(ウ) a から c までおよび(エ)を除く。）およびカ、第7号、第8号、第10号から第13号まで、第14号オ、第15号から第21号（エを除く。）までならびに第22号、同表第3項（第2号エおよびオならびに第3号を除く。）ならびに第1項第1号の規定は、放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業について準用する。この場合において、同表第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第3項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次の a から c まで掲げる費用（a に掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ) a から c までに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第3項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第3項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号オ(ク)」とあるのは「別表第3第3項において準用する第7号オ(ク)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第

3 別表第1第1項第2号本文、第4号アおよびオからクまで、第5号、第6号ア、イ、ウ（(ア)、(ウ) a から c までおよび(エ)を除く。）およびカ、第7号、第8号、第10号、第11号、第12号アからエまで、第13号、第14号オ、第15号から第21号（エを除く。）までならびに第22号、同表第3項（第2号エおよびオならびに第3号を除く。）ならびに第1項第1号の規定は、放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業について準用する。この場合において、同表第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第3項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次の a から c までに掲げる費用（a に掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ) a から c までに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第3項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第3項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号オ(ク)」とあるのは「別表第3第3項において準用する第7号オ(ク)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア

3 第 3 項において準用する第 5 号カ」と読み替えるものとする。 別表第 4 以下 省略	中「第 5 号カ」とあるのは「別表第 3 第 3 項において準用する第 5 号カ」と読み替えるものとする。 別表第 4 以下 省略
--	---

滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表第1（第5条関係） 指定福祉型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1～9 省略 10 人権への配慮等 (1)～(4) 省略 (新設) 11～23 省略 別表第2 省略	本則・付則 省略 別表第1（第5条関係） 指定福祉型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1～9 省略 10 人権への配慮等 (1)～(4) 省略 <u>(5) 設置者は、法第24条の11第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、障害児対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。</u> 11～23 省略 別表第2 省略

滋賀県認定こども園の認定に関する条例新旧対照表（第４条関係）

旧	新												
本則 省略 付 則 1・2 省略 （職員の資格の特例） 3 当分の間、認定こども園における別表第1の5(2)および(3)エ本文（別表第2の4において適用する場合を含む。付則第7項において同じ。）の保育士の資格を有する者は、幼稚園の教員の免許状または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。付則第7項において同じ。）を有する者（現に当該認定こども園において主幹養護教諭または養護教諭として従事している者を除く。次項および付則第7項において同じ。）をもって代えることができる。 4～6 省略 7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について、同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、別表第1の4(2)の規定により算定される職員の数の3分の1以下の数としなければならない。 <table><tr><td colspan="3">（省略）</td></tr><tr><td colspan="3">（新設）</td></tr></table>	（省略）			（新設）			本則 省略 付 則 1・2 省略 （職員の資格の特例） 3 当分の間、認定こども園における別表第1の5(2)および(3)エ本文（別表第2の4において適用する場合を含む。付則第7項において同じ。）の保育士の資格を有する者は、幼稚園の教員の免許状または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。<u>次項および付則第7項において同じ。</u>）を有する者（現に当該認定こども園において主幹養護教諭、<u>主務養護教諭</u>または養護教諭として従事している者を除く。次項および付則第7項において同じ。）をもって代えることができる。 4～6 省略 7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について、同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、別表第1の4(2)の規定により算定される職員の数の3分の1以下の数としなければならない。 <table><tr><td colspan="3">（省略）</td></tr><tr><td>別表第1の</td><td>別表第1の5(2)の保育士の</td><td>別表第1の5(4)に規定する</td></tr></table>	（省略）			別表第1の	別表第1の5(2)の保育士の	別表第1の5(4)に規定する
（省略）													
（新設）													
（省略）													
別表第1の	別表第1の5(2)の保育士の	別表第1の5(4)に規定する											

(新設)
別表第1 (第3条関係)
1～3 省略
4 認定こども園の職員の配置は、次に掲げるとおりとすること。
(1)～(3) 省略
(4) 満3歳以上の子どもについては、教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日につき4時間程度利用する子どもをいう。以下同じ。）および教育および保育時間相当利用児（保育所と同様に1日につき8時間程度利用する子どもをいう。以下同じ。）に共通の4時間程度の利用時間について学級を編制し、各学級を少なくとも1人の職

5(4)(別表第2の4において適用する場合を含む。)	資格を有する者	特定理学療法士等
8 付則第6項および別表第1の5(4)(別表第2の4において適用する場合を含む。)の規定により看護師等および別表第1の5(4)に規定する特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該認定こども園の保育士の資格を有する者(同表の5(4)(別表第2の4において適用する場合を含む。)の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。		
別表第1 (第3条関係)		
1～3 省略		
4 認定こども園の職員の配置は、次に掲げるとおりとすること。		
(1)～(3) 省略		
(4) 満3歳以上の子どもについては、教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日につき4時間程度利用する子どもをいう。以下同じ。）および教育および保育時間相当利用児（保育所と同様に1日につき8時間程度利用する子どもをいう。以下同じ。）に共通の4時間程度の利用時間について学級を編制し、各学級を少なくとも1人の職		

員に担当させること。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とすること。

5 認定こども園の職員の資格は、次に掲げるとおりとすること。

(1)～(3) 省略

(新設)

6～9 省略

10 認定こども園の管理運営等は、次に掲げるとおりとすること。

員に担当させること。この場合において、1学級の子どもの数は、30人以下を原則とすること。

5 認定こども園の職員の資格は、次に掲げるとおりとすること。

(1)～(3) 省略

(4) (2)ならびに(3)アおよびエの保育士の資格を有する者について

は、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該特定理学療法士等を法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程に基づく教育に従事させる場合には、(3)に定める資格を有する職員の補助者としなければならない、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6～9 省略

10 認定こども園の管理運営等は、次に掲げるとおりとすること。

(1)～(11) 省略 (新設)	(1)～(11) 省略 (12) <u>認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。)を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、子ども対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講ずること。</u>
別表第2(第3条関係) 1～3 省略 4 認定こども園の職員の資格は、別表第1の5(1)から<u>(3)まで</u>((3)ウただし書を除く。)に掲げるとおりとすること。この場合において、同表の5(3)エただし書中「幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園」とあるのは、「幼稚園型認定こども園」とする。 5～8 省略 9 認定こども園の管理運営等は、別表第1の10(1)から<u>(11)まで</u>に掲げるとおりとすること。	別表第2(第3条関係) 1～3 省略 4 認定こども園の職員の資格は、別表第1の5(1)から<u>(4)まで</u>((3)ウただし書を除く。)に掲げるとおりとすること。この場合において、同表の5(3)エただし書中「幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園」とあるのは、「幼稚園型認定こども園」とする。 5～8 省略 9 認定こども園の管理運営等は、別表第1の10(1)から<u>(12)まで</u>に掲げるとおりとすること。

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
本則 省略 付 則 1～4 省略 5 設置者は、当該幼保連携型認定こども園の園児の教育および保育に直接従事する職員については、当分の間、小学校教諭または養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者（現に当該幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭または養護教諭として従事している者を除く。以下この項および付則第10項において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって別表第2項第3号に規定する副園長、教頭、保育教諭等、助保育教諭または講師に代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者を法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程（付則第7項および第9項において「教育課程」という。）に基づく教育に従事させる場合には、同号に規定する直接従事職員の補助者としなければならない。 6～9 省略 10 付則第5項、<u>付則第7項および付則第8項</u>の規定を適用する場合に	本則 省略 付 則 1～4 省略 5 設置者は、当該幼保連携型認定こども園の園児の教育および保育に直接従事する職員については、当分の間、小学校教諭または養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者（現に当該幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭、<u>主務養護教諭</u>または養護教諭として従事している者を除く。以下この項および付則第10項において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって別表第2項第3号に規定する副園長、教頭、保育教諭等、助保育教諭または講師に代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者を法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程（付則第7項および第9項において「教育課程」という。）に基づく教育に従事させる場合には、同号に規定する直接従事職員の補助者としなければならない。 6～9 省略 10 付則第5項、<u>第7項および第8項ならびに別表第2項第5号</u>の規定

おける小学校教諭等免許状所持者、保育教諭と同等の知識および経験を有すると知事が認める者ならびに看護師等の総数は、別表第2項第3号の規定により算定される同号に規定する直接従事職員の数の3分の1以下の数としなければならない。

(新設)

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

- 11 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。付則第14項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合については、当分の間、別表第1項第12号オの規定は、適用しない。

12～15 省略

別表（第6条関係）

1 省略

2 職員

(1) 省略

を適用する場合における小学校教諭等免許状所持者、保育教諭と同等の知識および経験を有すると知事が認める者、看護師等ならびに同号に規定する特定理学療法士等の総数は、同項第3号の規定により算定される同号に規定する直接従事職員の数の3分の1以下の数としなければならない。

- 11 付則第8項および別表第2項第5号の規定により看護師等および同号に規定する特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同項第3号に規定する直接従事職員（同項第5号の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

- 12 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。付則第15項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合については、当分の間、別表第1項第12号オの規定は、適用しない。

13～16 省略

別表（第6条関係）

1 省略

2 職員

(1) 省略

(2) 設置者は、副園長または教頭、主幹保育教諭または指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭または養護助教諭および事務職員を置くよう努めること。

(3) 副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録または同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録（以下この号において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭または保育教諭をいう。以下同じ。）、助保育教諭または講師であって、園児の教育および保育に直接従事するもの（以下「直接従事職員」という。）の数は、次のアからエまでに掲げる園児の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数（当該幼保連携型認定こども園の学級数が、次のウおよびエに定める数を合計した数を超えるときにあっては、当該アおよびイに定める数ならびに当該学級数に相当する数を合計した数）以上とすること。ただし、当該直接従事職員の数は、教育および保育を行う時間を通じて常時2人を下ることはできない。

ア～エ 省略

(4) 省略

（新設）

(2) 設置者は、副園長または教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭または主務保育教諭、主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭または養護助教諭および事務職員を置くよう努めること。

(3) 副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録または同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録（以下この号において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭または保育教諭をいう。以下同じ。）、助保育教諭または講師であって、園児の教育および保育に直接従事するもの（以下「直接従事職員」という。）の数は、次のアからエまでに掲げる園児の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数（当該幼保連携型認定こども園の学級数が、次のウおよびエに定める数を合計した数を超えるときにあっては、当該アおよびイに定める数ならびに当該学級数に相当する数を合計した数）以上とすること。ただし、当該直接従事職員の数は、教育および保育を行う時間を通じて常時2人を下ることはできない。

ア～エ 省略

(4) 省略

(5) 直接従事職員については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を

(5)～(10) 省略

3 教育および保育

(1) 学級の編制

ア 省略

イ 1学級の園児の数は、原則として35人以下とすること。

ウ 省略

(2)～(4) 省略

4～6 省略

7 人権への配慮等

除く。)もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者(以下この号において「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該特定理学療法士等を法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程に基づく教育に従事させる場合には、直接従事職員の補助者としなければならない、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、直接従事職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(6)～(11) 省略

3 教育および保育

(1) 学級の編制

ア 省略

イ 1学級の園児の数は、原則として30人以下とすること。

ウ 省略

(2)～(4) 省略

4～6 省略

7 人権への配慮等

(1)～(4) 省略
(新設)

8～14 省略

(1)～(4) 省略

(5) 設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、園児対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

8～14 省略

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年滋賀県条例第35号）新旧対照表（第6条関係）

旧	新
本則 省略 付 則 1 省略 （経過措置） 2 第1条の規定による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例別表第5第2項第2号の規定により算定される保育士の数を確保することが困難であると知事が認める保育所については、同号の規定にかかわらず、<u>当分の間</u>、なお従前の例による。 （新設） 3 第2条の規定による改正後の滋賀県認定こども園の認定に関する条例別表第1の4(2)の規定により算定される職員の数を確保することが困難であると知事が認める認定こども園については、同表の4(2)の規定にかかわらず、<u>当分の間</u>、なお従前の例による。	本則 省略 付 則 1 省略 （経過措置） 2 第1条の規定による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（次項において「<u>新児童福祉施設基準条例</u>」という。）別表第5第2項第2号の規定により算定される保育士の数を確保することが困難であると知事が認める保育所については、同号（ウに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、<u>令和10年3月31日までの間は</u>、なお従前の例による。 3 <u>新児童福祉施設基準条例別表第5第2項第2号の規定により算定される保育士の数を確保することが困難であると知事が認める保育所については、同号（エに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。</u> 4 第2条の規定による改正後の滋賀県認定こども園の認定に関する条例（次項において「<u>新認定こども園認定条例</u>」という。）別表第1の4(2)の規定により算定される職員の数を確保することが困難であると知事が認める認定こども園については、同表の4(2)（ウに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、<u>令和10年3月31日までの間は</u>、なお従前の例による。

(新設) <u>4</u> 第3条の規定による改正後の滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例別表第2項第3号の規定により算定される同号に規定する直接従事職員の数を確保することが困難であると知事が認める幼保連携型認定こども園については、同号の規定にかかわらず、<u>当分の間</u>、なお従前の例による。 (新設)	<u>る。)</u>の規定にかかわらず、<u>令和10年3月31日までの間は</u>、なお従前の例による。 <u>5</u> 新認定こども園認定条例別表第1の4(2)の規定により算定される職員の数を確保することが困難であると知事が認める認定こども園については、同表の4(2) (エに係る部分に限る。)の規定にかかわらず、<u>当分の間</u>、なお従前の例による。 <u>6</u> 第3条の規定による改正後の滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例(次項において「<u>新幼保連携型認定こども園基準条例</u>」という。)別表第2項第3号の規定により算定される同号に規定する直接従事職員の数を確保することが困難であると知事が認める幼保連携型認定こども園については、同号(<u>ウに係る部分に限る。)</u>の規定にかかわらず、<u>令和10年3月31日までの間は</u>、なお従前の例による。 <u>7</u> 新幼保連携型認定こども園基準条例別表第2項第3号の規定により算定される同号に規定する直接従事職員の数を確保することが困難であると知事が認める幼保連携型認定こども園については、同号(エに係る部分に限る。)の規定にかかわらず、<u>当分の間</u>、なお従前の例による。
---	---